

読谷村立小学校整備に係る基本計画策定並びに民間活力導入可能性調査業務 実施要領

第1 事業の概要

1. 事業名

「読谷村立小学校整備に係る基本計画策定並びに民間活力導入可能性調査業務」（以下「本業務」とする。）

2. 事業目的

読谷村内の公立学校である古堅小学校、読谷小学校及び渡慶次小学校の3校は、築後46～49年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況にある。特に、古堅小学校及び読谷小学校はコンクリートの剥離等がみられ、早急な対策が必要な状況となっている。また、近年の村内における人口増加に伴う対応及び将来的な人口減少社会の到来を見据えた適正な規模の検討、多様な指導方法に対応した教育環境整備、バリアフリーへの対応等を行っていくことが必要となっている。

こうした背景を受け、本業務は、本村の公立学校である古堅小学校、読谷小学校及び渡慶次小学校の施設整備にあたり、将来人口予測に基づく施設規模の設定および建築計画を含む基本計画を立案するとともに、民間活力導入手法（PFI事業等）の実現の可能性を検討し、民間事業者の創意工夫による良好な教育環境を備えた新校舎の実現を検討するものである。

3. 事業内容

別紙「読谷村立小学校整備に係る基本計画策定並びに民間活力導入可能性調査業務仕様書」のとおり

4. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務は、当該事業の民間活力導入等を策定するにあたり民間活力を導入することが可能な事業スキームの立案、導入時のメリットを算定するVFMなど、民間活力導入に関する専門な実務や検討が必要となることから、価格競争だけでなくそのノウハウを持つ事業者から独自の提案を受けることができるプロポーザル方式とする。

また、発注方法をプロポーザル方式とすることで、標準的な積算基準がないこの業務について、提案者間で競争原理を働かせ、費用対効果を最大限に発揮させることができるため。

5. 提案上限額

上限額：25,633,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（予定）

※ただし、業務期間については契約締結日から 1年を目途に調整可とする。

第2 プロポーザルに係る事項

1. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立てをした者にあっては、更生計画が認可されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画が認可されている者であること。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (4) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの間、読谷村委託業者、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する要綱（昭和60年告示第60号）第12条による指名停止又はこれに準じる措置を受けていないこと。
- (5) 読谷村暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条に規定する暴力団、暴力団員に該当する者でないこと。
- (6) 過去3年間（令和4年度～令和6年度）において、次のアとイの業務（類似業務を含む。）を受注し、令和6年度末までに完了した実績を有していること。
ア 学校施設の新築又は増改築に関する基本計画策定業務
イ PFI導入可能性調査又はPFIアドバイザリー業務
- (7) 上記(6)のアとイの業務に従事した実績を有し、かつ、参加申込書の提出期限において3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある管理技術者（総合技術管理部門又は建設部門の資格を有する者）がいること。

2. 質問及び回答

- (1) 質問期限：公告日から令和7年12月12日（金）17時00分まで
- (2) 質問方法：質問書（様式第1号）により、電子メールにて受け付ける。
電子メール：info-kyouiku@yomitan.jp
※送信時、件名に「**【読谷村立小学校プロポ（質問）】事業者名**」を付けること。
※送信後に、教育総務課まで送信した旨の電話をすること。
※質問は参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。
- (3) 回答日：令和7年12月19日（金）
- (4) 回答方法：質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、村のホームページ上で回答する。

3. 参加申込書提出

- (1) 提出書類

- ①プロポーザル参加資格審査申込書（様式第2号）
- ②会社の概要が分かる書類（任意様式、パンフレット可）
- ③本業務と同等程度の履行実績が分かる書類（事業実績表及び契約書（履行期間、契約金額、契約者の押印等が確認できるページ）の写し等）

(2) 提出期限

令和7年12月23日（火）17:00まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）による。

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出場所

〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地1

読谷村教育委員会教育総務課 担当者：喜友名、上地

TEL：098-982-9228（直通） FAX：098-982-9229

(6) 参加資格確認結果の通知

参加申込者の提出書類に基づき、参加資格の有無について確認及び審査を行い、その結果を全申込者に書面により通知する。

併せて、参加資格を有する者に対して、提案書等の提出を依頼する。

4. 提案書の提出

(1) 提出書類

- ①提案書（鑑）（様式第3号）
- ②事業者概要書（様式第4号）
- ③受注実績書（様式第5号）
- ④実施体制書（様式第6号）
- ⑤実施計画書（様式第7号）
- ⑥小学校整備基本計画企画提案書（様式第8号）
- ⑦民間活力導入可能性調査企画提案書（様式第9号）
- ⑧見積書（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年1月20日（火）17時00分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

(4) 提出部数

正本1部 副本8部（カラーで作成すること。）

(5) その他

- ①提出書類は、A4判縦の左綴じ2穴ファイル綴で横書きとし、各3枚以内とすること。

資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合は、A3判の利用は可。

- ②提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。

③提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。また、プレゼンテーション当日に新たな資料の追加は認めない。

5. 事業者選定までの予定スケジュール

項目	期間等
1 公募開始	令和7年12月3日（水）
2 質問書の提出期限	令和7年12月12日（金）17時まで
3 質問書に対する回答	令和7年12月19日（金）
4 参加申込書の提出期限	令和7年12月23日（火）17時まで
5 参加資格確認結果の通知	令和7年12月25日（木）
6 提案書の提出期限	令和8年1月20日（火）17時まで
7 プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和8年1月27日（火）予定
8 選定結果の通知・公表	令和8年1月30日（金）予定
9 契約内容の調整	令和8年2月2日（月）～6日（金）予定

6. プレゼンテーション

- (1) 出席者 3名以内とする。
- (2) 実施時間 30分程度。（提案書説明20分以内、質疑応答10分程度、機器等の設置・撤去時間を含む）
- (3) 設営 パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者が準備すること。
- (4) その他 順番は提案書の受け順とする。

7. 選考方法及び選考基準

選定するにあたり、参加申込者のうち参加資格を有する者に対し、提案書の提出を依頼するとともに、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、審査委員会による審査を行う。

すべてのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、審査委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を候補者として選定する。なお、最高得点者が複数いる場合には、審査要領に従って決定する。

（1）評価基準及び配点

	評価基準	配点
1	学校施設等の業務受注実績評価	15点
2	業務推進体制、業務工程の妥当性・効率性等	15点
3	提案内容（基本計画）に関する評価	20点
4	提案内容（PFI導入可能性調査）に関する評価	25点
5	プレゼンテーション（質疑応答も含む）	15点
6	見積額	10点
	合計	100点

(2) 審査過程の非公開

審査委員会は非公開とする。

また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②本実施要領に違反があった場合
- ③公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- ④提出書類に不備、錯誤があり、審査委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- ⑥公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦その他、審査委員会が不適当と認めた場合

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全提案者へ書面により通知する。

併せて、村のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

8. 契約内容の調整

契約候補者と村との協議により、業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

9. 契約の締結

委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約候補者と契約を締結する。

10. 業務の一括再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、村と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

11. 個人情報保護

読谷村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに村に引き渡すものとする。

12. 守秘義務

本業務を行うにあたり、業務上知りえた情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

13. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加業者の負担とする。
- (2) 参加業者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、受託候補者として選定する。
- (3) 提出された書類等は、読谷村個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、公開することがある。

14. 問合せ先

〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地1
読谷村教育委員会教育総務課 担当者：喜友名、上地
TEL：098-982-9228（直通）
FAX：098-982-9229 メール：info-kyouiku@yomitan.jp